

平成26年度 第4回 「宇都宮市子ども・子育て会議」 議事録

1. 日 時 平成26年9月30日(火) 午後3時00分～午後4時00分
2. 場 所 宇都宮市役所 14大会議室
3. 議 事
 - ・「宇都宮市保育の実施選考基準」の見直しについて
 - ・「(仮称)宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」(中間取りまとめ案)について
4. 出席者
 - 【委 員】 伊達悦子会長, 岡地和男副会長, 栗田幹晴委員, 釧持幸子委員, 福田清美委員, 佐々木佳子委員, 今井政範委員, 石川英子委員, 國吉真理子委員, 上澤久子委員, 今井恭男委員, 加藤明男委員, 今野哲也委員, 倉益章委員, 坂本保夫委員, 中野謙作委員, 加藤邦子委員, 保坂寿委員, 五十嵐博史委員, 立原新委員, 芥川一男委員, 大橋純子委員, 谷越宏美委員, 林昌宏委員

 - 【事 務 局】〔子ども部〕 高橋部長, 中里次長
〔子ども未来課〕 緒方課長, 篠崎課長補佐, 肝付総括主査, 高橋主任
〔子ども家庭課〕 大久保課長
〔保育課〕 大根田課長, 篠原課長補佐, 松島副主幹, 有馬係長, 藤江係長, 鈴木係長, 高桑係長, 黒須総括主査, 鈴木主任, 横山主任, 渡邊主任主事, 高橋主事
〔子ども発達センター〕 谷田部所長, 平石副所長
〔生涯学習課〕 大竹課長, 吉澤課長補佐, 吉澤係長
5. 公開・非公開の別 公開
6. 傍聴者数 0名

発言者	内 容
	<p>1 開会 会議の公開について決定</p> <p>2 議事 (1)「宇都宮市保育の実施選考基準」の見直しについて</p> <p>(事務局説明)</p>
会長	本協議事項に係る教育・保育部会での検討状況はどうか。
委員	(検討結果を報告)
会長	質問・意見はあるか。
委員	<p>調整指数表における障がいのある子どもとは、障がいのある子ども本人なのか、そのきょうだいも含めてなのか。障がいのある子ども本人だけでなく、そのきょうだいについても保育所に預けられないと、障がいのある子ども本人が療育を受けられないという状況が多数ある。私の場合も、2人の子どものうち、上の子どもを幼稚園に預けていたが、下の子どもに療育を受けさせるためには、幼稚園が夏休みの期間中、上の子どもをほかの施設へ預ける必要があった。しかし、家の近くに預けられる園が無く、また私の親も近くに居ないことから、幼稚園の夏休みの期間中は、下の子どもに療育を受けさせられなかった。この様なことから、短期間の預かりも含めて、障がいのある子ども本人だけでなく、そのきょうだいについても調整指数を検討して欲しい。</p>
事務局	<p>まず、保護者が障がいを有している場合には、基準指数で配点されることになる。また、子どもが障がいを有している場合については、調整指数で加点されることになる。さらに、障がいを有する子どものきょうだいについては、保護者の状況が基準指数表において、同居親族の介護に該当し、配点されることになる。</p>
委員	<p>以前、市から配布された「すくすくジャパン子ども・子育て支援制度について」という内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室作成のガイドブック P29「新制度における保育の必要性の事由」の「④同居または長期入院等している親族の介護・看護」に該当し、障がいを有する子どものきょうだいについて加点されると説明があったが、ここには「兄弟姉妹の小児慢性疾患」と記載されている。この「慢性疾患」</p>

	<p>は、「障がい」とは異なると思うが、宇都宮市では慢性疾患だけでなく障がいも含めて対応すると考えていいか。</p>
事務局	<p>「障がい」については、「兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など」の「など」の中に含まれると考えている。</p>
会長	<p>それでは、小児慢性疾患と、障がいを有するというを同じ取扱いだと考えていいか。</p>
事務局	<p>この基準指数については、保護者の状況で判断しているので、疾患や障がいなどの区別で判断するのではない。例えば、居宅介護の状況が基準指数表における保護者の状況に該当すれば、加点されることになる。</p>
委員	<p>特定職種への配慮について、「宇都宮市子ども・子育て会議第4回教育・保育部会」において保育士等の資格を有する者に加点すると報告があったが、看護師不足の観点から考えると、看護師も特定職種に加えなくていいのか。生活をしていく上で必要な人材が不足する職種と捉えなくていいのか。</p>
事務局	<p>保育所においては、特に年度後半になると待機児童解消のため、保育士の加配をしている。しかし、保育士の人材確保が難しいことから、今回の見直しの中で、保育士等の資格を有する者を特定職種としたところである。看護師の人材確保も考えるべきことではあるが、今後保育の質の改善などと合わせて、適宜見直しを行っていく。</p>
会長	<p>保育士等とすることで、看護師も視野にいれるということか。</p>
事務局	<p>現時点では、看護師は考えていない。保育士等は、待機児童解消という観点から、保育施設に勤務する保育士等と考えており、保育施設に勤務する看護師については、今後検討していく。また、病院に勤務する看護師については、現時点では考えていない。</p>
委員	<p>待機児童解消と捉えれば説明のとおりだと思うが、待機児童解消は、子ども・子育てのために行うものであり、待機児童解消自体が目的ではないのではないのか。</p>
会長	<p>子ども・子育て会議の趣旨からすれば、看護師についても視野に入れられるべきではないかという指摘であった。今後、事務局において課題として検討して欲しい。</p>

委員	保育士に優先権を与えていると感じる。公平性・客観性を考えると、他の職種の方から理解が得られるのか。
事務局	保育所には最低基準として、例えば0歳児3人につき1人の保育士が必要というように、児童の年齢に合せた職員の配置基準があり、保育士が施設に勤務することにより、子どもの受け入れる幅が広がる。幅が広がれば、他の職種の方についても受け入れられるため、まずは保育士が必要であることから、各施設で子どもを受け入れる体制を作るため、保育士を特定職種としたところである。
委員	法律では、そのように定めているのか。
事務局	法律で定めているのではない。法律では、市町村が必要と認める事項について、条例で定めることとされており、その中で、このような選考基準を作りたいと考えている。特定職種については、保育士を施設で雇うことにより、子どもを受け入れる幅が広がるので、まずは保育士を優先していきたいと考えている。
委員	市民の方に理解が得られるか疑問である。公平性・客観性という観点から、保育士を優先するという特殊なことが許されるのか。
委員	「子ども・子育て会議第4回教育・保育部会」では、すべての子どもが4月に生まれるわけではないため、年度途中の入所に伴い、保育士が必要となるという意見があり、その時に臨機応変に対応するため、入所児童に対して保育士を確保しなければ、施設において受け入れられないことから、保育士を特定職種とすることで、まず保育士を確保し、受け入れ枠を広げることは大切ではないかという意見があった。
委員	宇都宮市における待機児童は、年度当初はあまり多くないが、年度後半にかけて多くなる。その待機児童を保育園で受け入れることは、女性の就労に繋がると考えている。本来は皆が働ける環境づくりが重要だと思うが、保育園において、先ほどの話の様に、子どもを受け入れる際、何歳児は何人に1人保育士が必要という最低基準があり、子どもを受け入れるための面積はあるが、保育士の数が足りないために、受け入れられないという現状が多数あることから、まずは保育士を確保できる状況を作ることで、待機児童を多く受け入れられると考えている。現在、8時間勤務を希望する保育士においては点数も高く、子どもを預けられるが、短時間勤務を希望する保育士は点数が低く、優先順位が低くなり、子どもを預けられない状況である。そのような短時間勤務を希望する保育士も、園に勤務することができれば、受け入

	<p>れる枠が広がるので、保育士を特定職種として配慮することが、待機児童解消に効果があると考えている。</p>
委員	<p>保育士を特定職種とすることにより、年間にどのくらいの効果が出るのか、データや検討事例はあるか。</p>
事務局	<p>保育園においては、最低基準として、0歳児であれば3人につき1人の保育士が必要となっており、10人保育士が勤務できれば、30人の子どもが入所できることになるので、最低でもその程度の枠が増えると考えている。</p>
委員	<p>年間の待機児童はどの程度なのか。</p>
事務局	<p>厚生労働省の規定に基づく待機児童については、昨年の10月時点で78名である。</p>
委員	<p>保育士が20人程度必要ということか。</p>
会長	<p>先ほども話があったとおり、児童福祉施設の最低基準というものがあり、子どもの年齢に応じて配置する保育士の人数が決まるので、待機児童の年齢によって必要な保育士の人数が変わってくることから、単純計算はできない。</p>
委員	<p>期待される効果が、想定と実績でどのようになるのか、考えを聞きたい。</p>
委員	<p>私が運営している認定こども園では、昨年保育園の運営を始める際、すぐに保育士を確保することができず、ようやく確保できた時に、その保育士の子どもが0歳だったので、自分が勤務する園に預けることができなければ、働くことが難しいという事例があった。他の園に預けると、迎えの時間に他の園へ行かなければならないが、自分の勤務する園で預けることができれば、緊急時でもすぐに対応できることや、帰りが遅くても、自分の同僚の先生が見ていてくれるということから、親も子どもも安心して保育が受けられることになることから、保育園に勤務する先生に対する点数を確保してほしいと様々な方面から意見を聞いている。これらのことも踏まえて検討して欲しい。</p>
委員	<p>現在、このような制度が無いことから、実績は無く、これから数字が出てくるものだと思うが、宇都宮市内の先生方へのアンケートの中で、0歳児、1歳児を受け入れられない理由を聞いた際、保育士が不</p>

	<p>足しているからという回答が多数あった。この様に、年間を通して保育士が非常に少ないという現状があり、特に4月よりも年度途中で0歳児が入所してくる年度中盤になると非常に保育士が不足し、ハローワークや派遣で募集をすることになる。保育士が1人見つかったとしても条件があり、0歳の子どもがいるので、その子を預けられれば働けるという事例が非常に多いことは確かである。この様に、子どもを保育園に入所できれば保育士が1人就職できることにより、待機児童が3人、4人と解消できると考えている。</p>
委員	<p>結論としては、保育士を特定職種とすれば、かなりの効果が期待できると考えているということではないか。</p>
会長	<p>新たに実施することなので、実際に運用してみないとわからないことが多いと思うが、保育士不足は全国的な問題であり、そのことで待機児童が解消できていないのであれば、その方策となり得ると思う。</p>
委員	<p>保育士を特定職種とすることはいいことだと思うが、看護師などのほかの女性の資格職においても、子どもを生むことで一度職場を離れてしまうと再度職場に復帰することは難しいという現状があるので、そのような社会的に必要な職種についても目を向けて欲しい。</p>
副会長	<p>今の議論は、「子ども・子育て会議第4回教育・保育部会」において、初めての取組となるので、実施してみないとわからないことであるため、現時点では保育士を特定職種とするが、看護師や医者などの特に資格職に対して特定職種とすることや、待機児童がほとんどいなくなれば加点をやめるなど、随時見直しを行っていくということで、結論が出たところである。</p>
会長	<p>では、以上の議論を踏まえ、「宇都宮市保育の実施選考基準」の見直しについては、事務局が提起した案で異議なしとしてよろしいか。</p>
委員	<p>異議なし。</p> <p>(2)「(仮称)宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」 (中間取りまとめ案)について</p> <p>(事務局説明)</p>
会長	<p>本協議事項に係る教育・保育部会での検討状況はどうか。</p>

委員	(検討結果を報告)
会長	質問・意見はあるか。
委員	「別紙2-4」において、平成26年6月に実施した意向調査の結果が示されており、認定こども園についての移行は10施設程度であるが、減収などの理由により、認定こども園を返上する動きがあると報道がされている中で、市内の認定こども園の動きは把握しているのか。また、それは「子ども・子育て支援事業計画」にどのように反映されるのか。
事務局	6月に実施した事業者への意向調査は、国の公定価格の仮単価が示された時と同時期であり、事業者は公定価格の検討を行いながら、意向を提出したものと考えている。その後、認定こども園に対する公定価格が一部不利になるのではないかという報道が出たところである。特に大規模な認定こども園は不利なのではないかとの報道があることは把握しているところである。そのことも踏まえ、認定こども園の拡大については、本市においては必ずしもすべての園が大規模園ではなく、必ずしも不利とならないとされている中規模園もあることから、量の見込みとして、まずは認定こども園として整備を行い、また小規模保育事業などの地域型保育事業をどのように組み合わせていくか検討を行うことになる。
委員	病児保育は、1つの区域内で、小規模保育事業として認可外保育施設が行うことになるのか。
事務局	病児保育については、現在4事業者が4施設で実施している。「子ども・子育て支援事業計画」においては、市内全体を1区域とし、小規模保育事業に限らず、その区域内で適宜バランスの良い配置となるよう検討を行うことになる。
委員	放課後児童クラブにおいては、子どもが急に病気になった際、保護者の対応が非常に大変であるため、病児保育に力を入れて欲しい。
委員	今後、1,113人分という非常に人数の多い供給体制を確保することになるが、この量の確保に伴い、質の確保も十分検討して欲しい。現在、特定教育・保育施設においては監査体制があり、今後も継続し、確実に監査が行われることになると思うが、新しく創設される地域型保育事業については、認可外保育施設からの移行や基準が緩やかなことなどを踏まえ、厳格な監査体制を整えるなど、保育の質が低下しな

会長	いよう努めて欲しい。
委員	では、以上の議論を踏まえ、『(仮称) 宇都宮市子ども・子育て支援事業計画』(中間取りまとめ案)については、事務局が提起した案で異議なしとしてよろしいか。
委員	異議なし。
会長	(3) その他 (利用者負担額の設定について) (事務局説明)
委員	本事項に係る教育・保育部会での検討状況はどうか。
会長	(検討結果を報告)
委員	質問・意見はあるか。
会長	宇都宮市が設定する利用者負担額は、非常に大切なものだと思う。栃木県の県庁所在地として、周りの市町も注目しているところであり、設定額によっては、宇都宮市に子どもや親を取られないように、他市町がより努力して利用者負担額を安く設定することも考えられる。宇都宮市がどの程度努力するかは、今後の子ども・子育て会議で示してもらうことになるが、保護者や子どもたちに楽をさせてあげられるかは、非常に大切なことであると考えているので、よろしく願いしたい。
会長	(4) 閉会 以上で、第4回「宇都宮市子ども・子育て会議」を終了する。